

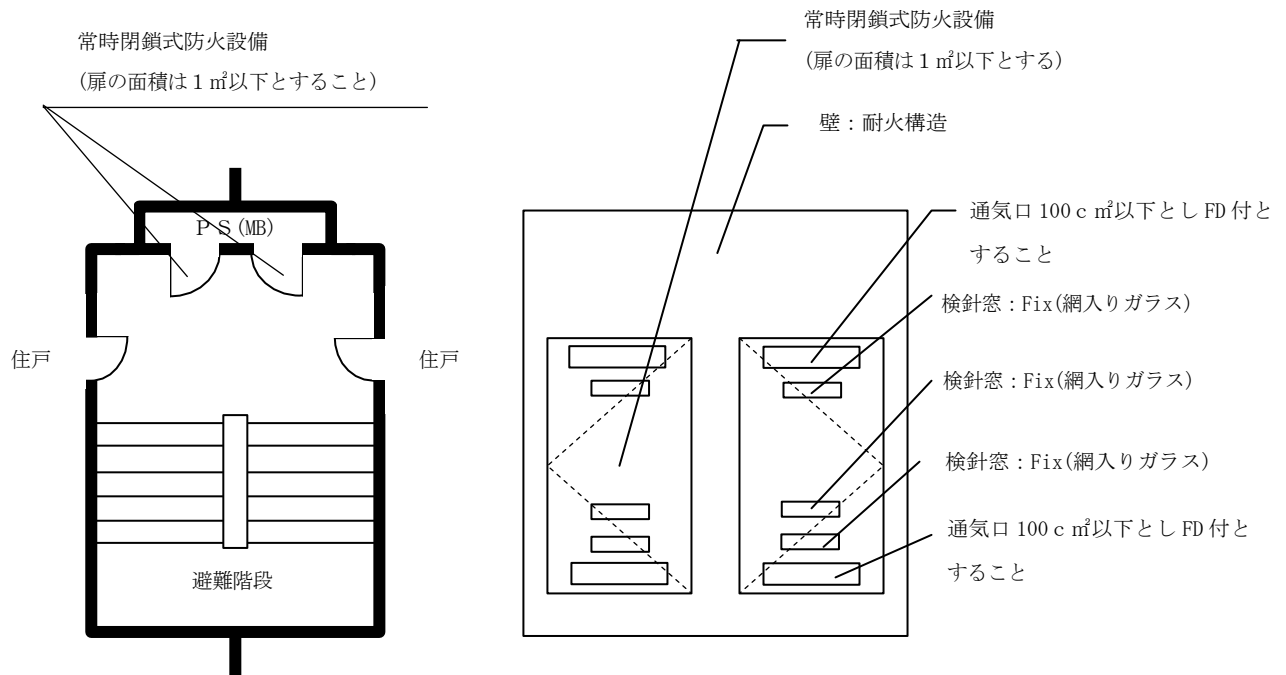
避難階段に設ける設備用の開口部の取扱い

該当法令 法第35条

令第123条第1項及び第2項

1. 階段室型共同住宅の避難階段に設ける設備用のパイプシャフト（P S）等の開口部の設置は、以下の条件を全て満たした場合にのみ可とする。
 - (1) P S等は、その内部に検針を目的としたメーター等を設置したものであること。
 - (2) 点検口等の開口部は、必要最小限の個数とし、各々の面積は 1 m^2 以下の常時閉鎖式(常時施錠のものを含む)の防火設備（下図参照）とすること。
 - (3) P S等には、必要最小限の配管・配線のみ設置するものとし、湯沸器等の設置はできないものとする。
 - (4) P S等は、ここで認められる開口部以外の部分は耐火構造の床・壁で区画されていること。
 - (5) 当該建築物に2以上の避難階段がある場合には、各住戸から、当該住戸に係る階段を使用しないで、バルコニーその他これに類するものを経由して他の避難階段に到達できること。

この場合において、バルコニーその他これに類するものの各住戸毎の区画は直接手で開放し、又は容易に破壊できるなど避難上有効な構造とすること。



2. 階段室型共同住宅以外については、ガス管及び配電管を除く給排水管等のみ設置されているP S等が、階段以外の部分と各階において耐火構造の床・壁で区画されており、常時施錠状態にある鋼製の戸に限り設置可として取扱う。

関係資料 建築物の防火避難規定の解説（2012版）

パイプスペース等における点検・検針用の戸の扱い P 1 3 1